令和6年度決算に基づく 三浦市健全化判断比率等審査意見書

三浦市監査委員

三浦市長 出 口 嘉 一 様

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 長 島 満理子

令和6年度決算に基づく三浦市健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その意見を次のとおり提出する。

令和6年度決算に基づく三浦市健全化判断比率等審査意見書

1 審査の基準

三浦市監査基準(令和2年三浦市監査委員告示甲第1号)に準拠し審査した。

2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項 及び第22条第1項の規定による審査(三浦市監査基準第3条第1項第7号に規定す る健全化判断比率等審査)

3 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率(以下「健全化判断比率等」という。)並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の期間

令和7年7月18日から令和7年8月6日まで

5 審査の実施内容

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等が、それらの算定の基礎となる事項を 記載した書類に基づき、適正な数値が記載され、正しく計算がなされているかにつ いて確認するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求め、健全化判断比率等及 び当該書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査した。

6 審査の結果

審査に付された次の各号に掲げた健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

(1) 健全化判断比率の比率区分ごとの数値は、次の表のとおりであった。

(単位:%)

| 比率区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|----------|--------------|----------|---------|
| 実質赤字比率 | _ | _ | _ |
| | (13.21) | (13. 24) | (13.26) |
| 連結実質赤字比率 | _ | | |
| | (18.21) | (18. 24) | (18.26) |
| 実質公債費比率 | 11.8 | 11. 7 | 12. 0 |
| | (25.0) | (25. 0) | (25.0) |
| 将来負担比率 | 84. 2 | 92. 1 | 84. 5 |
| | (350.0) | (350.0) | (350.0) |

- (注) () 内は、各比率の早期健全化基準である。
- ア 実質赤字比率については、実質赤字額はなかった。
- イ 連結実質赤字比率については、連結実質赤字額はなかった。
- ウ 実質公債費比率は、11.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較す

ると、これを下回っていた。また、令和5年度と比較すると、 0.1ポイントの 増となった。

- エ 将来負担比率は、84.2%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っていた。また、令和5年度と比較すると、 7.9ポイントの減となった。
- (2) 資金不足比率については、次の表に掲げる公営企業の各会計のいずれも資金不足額はなかった。

(単位:%)

| 会計の名称 | 資金不足比率 | | | 経営健全化 |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|
| 云可の名称 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 基 準 |
| 三浦市市場事業 特別会計 | _ | _ | _ | |
| 三 浦 市 病 院 事 業 会 計 | _ | _ | _ | 20. 0 |
| 三 浦 市 水 道 事 業 会 計 | _ | _ | _ | 20.0 |
| 三浦市公共下水道 事 業 会 計 | _ | _ | _ | |

7 意見

健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っているが、市庁舎の移転等の大型事業もあり、依然として厳しい財政状況であることに変わりはないので、引き続き健全化判断比率の適正管理に取り組んでいただきたい。

資金不足比率については、公営企業の各会計のいずれも資金不足額はなかった。 市場事業特別会計については、一般会計から繰出金を受けているが、これは基準 内の償還金元金分等である。

病院事業会計及び水道事業会計については、一般会計から基準外の繰出金を受けているが、これは電気代等の物価高騰分の補塡である。

公共下水道事業会計については、一般会計から基準外の繰出金を受けているが、 これは公共下水道事業会計への赤字補塡分であり、今後も一般会計からの財政的支援は必要と見込まれていることから、将来的な基準外の補助金の解消が課題である。

依然厳しい本市の財政状況を踏まえ、各公営企業会計とも今後も資金不足額を出すことのないよう、将来を見据え、計画的な経営に取り組まれたい。